

特別集会で三浦文夫君が「日本社会福利の課題と展望」という題目で、それぞれ講演して質疑応答を行なった。

とくに、私は、北京大学において、日本の年金改革にふれて、中国でも退休金（労働者退職年金）が高すぎると指摘したし、上海社会科学院社会学研究所の社会福利学者から中国の実情について聴取した際にも、同様の議論をした。そして、私が前回日中社会学会友好訪中国を引率して訪ねて、若干の疑問と主張を提示したときは異なる反応がみられたことを興味のある変化であると思った。

そこで、ここでは、「中国の社会福利施策」につづいて、老後の所得保障問題を中心に、「中国社会保障の転機」の萌芽とその必然性について、小論を記しておきたいと考える。福祉施設の見学記とともに、中国の社会福利への関心が高まる機縁ともなれば幸いである。

2 中国の社会福利施策

(1) 身体障害者とその施策

三 和 治

(明治学院大学教授)

はじめにことわっておかなければならないことは、われわれ日本での社会福祉事業や欧米諸国にする social welfare services などといった形での社会的な援助が現在の中華人民共和国に存在していないという事実である。中国には確かに敬老院があり、盲、ろうあ学校があり、視覚障害者の働いている工場がある。またそこに就労している障害者もい

る。敬老院の視察のあとの質疑応答で、日本の老人福祉施設の状況を前提とした質問、例えば措置費的な発想のそれは、それ自体明らかに事実の混同であるが、老人生活の状況を見ている中に、それらが日本の社会福祉事業のなかでの老人福祉事業と矛盾なく共通事項となってしまうようである。障害者もこれと似た状況がある。確かに身体的に不自由な人達はおりに、その人達の学んでいる学校もあれば、その子供達が収容、訓練を行っている施設もある。しかしわが国においてみられるような身体障害者福祉法や身体障害者雇用促進法などの法律はない。したがって身体障害者や障害者という用語自体もないし、その障害者の定義も見られないが、現実に見られている身体的な不自由者を表現する用語として「残疾人」が使われている。この言葉はわれわれが使っている身体障害者に相当する用語である。身体障害者に限定しても、関連する資料、文献は寡聞にしてか、接していない状態にある。いきおい二回程度の中国訪問時における見聞に基く記述にならざるを得なかったこと、今後の調査研究にまたざるを得ないことを、ことわらざるを得ない。また文中では身体障害者と表現しているものの、その内容は児童を含めた大まかなものであることもことわりたい。

中国における残疾人の定義ないし、その範囲は必ずしも明らかでない。この用語を明記しているのは、1984年3月10日に発足した「中国残疾人福利基金会章程」であるが、この規定に「残疾人」はどのような状態を指すのかの説明はない。

しかし、わが国において身体障害者という

用語は終戦以後にはじめて使用された極めて新しいものであって、それまでは盲、ろうあ、跛、などの漢字に表現される用語で表現されていたのであった。そして現在でも盲学校やろう学校などに使われているのである。恐らく以前の中国でも同様の状態にあつたろうと思われる。その意味では「残疾人」という用語は、わが国が戦後「不具廢疾者」や盲、ろうなどの人達を身体障害と表現したことに匹敵する意義を含めた表現であるのかも知れない。ただ「残疾人」が、わが国における精神薄弱者や精神障害者を含んでいるか、どうかの問題があるが、精神障害者を含んでいないことは明らかであるものの、前者については明らかでない。

このような「残疾人」の数は、この福利基金会副理事長の説明によれば約2千万人と推計されているという。これは抽出調査によっているとのことである。前述のように「残疾人」のもつ範囲や程度などととも、この用語の中核となる尺度なり標準が明らかでないままの推計は多少、戸惑いもあるが、調査方法などの詳細が明らかにされることで何れ明らかにされるであろう。しかしこれらの問題を措いて推計2千万人という数は興味を惹くものである。わが国の身体障害者数は、厚生省実施の「全国身体障害者実態調査結果」によれば、約203万人と推計されている。この数は当時の人口が1億1千万であることで約1.75%の出現率と言われるが、中国の残疾人出現率はわが国のそれに非常に近いものである。

国際的にみれば障害者は国民の約10%と言われる。しかしその場合の障害者は「国際

障害者年」で意味されているあらゆる障害者（日本の表現では精神障害者、精神薄弱(児)者、身体障害(児)者である）であるから、身体障害者に限定したときには、かなり低下することは確かであるが、それに比較すればわが国のそれはかなり低いことも確かである。中国の出現率がそのわが国の身体障害者のそれに近いことはアジアという地域的な条件によるものか、どうかという点で興味をひく課題である。

ただ中国残疾人推計数が実際数と合致するかどうか、かなり問題があることも事実である。例えば上海市の障害者工場(後述)での説明は、上海市における残疾人者数を約2万人としている。このうち視力障害者数は、盲学校卒業生などから把握されているもので約6千人であると述べられ、その他は推計数であるという。上海市の人口1千万人余であるが、そのなかでの2万人は中国の出現率からみれば1桁違いでないかと言えるほどに少ないといえよう。(東京都は約20万人)また、障害部位別の数が明らかでないために、身体障害者数における障害部位別の構成比は確められないが、わが国の場合の調査結果(内部障害者数を除いた数)から肢体不自由者約63.3%、視力障害者18.8%、聴力障害者17.8%を仮にあてはめてみれば、少なくとも3万人以上になる。いずれにしても数的な状況は、今後の検討にまたなければならないであろう。

これらの身体障害者の障害程度も明らかでない。少なくともわが国で実施されているような1級2級などの表わし方はないように思われたが、重い障害や軽い障害といった表現

はあるように見受けられた。しかし、その場合でも1級2級を重度とするようなものではなく、行動の成否に関連しての漠然とした表現のように思われる。

中国の「残疾人」の、いわゆる障害原因も資料などの不明のため、その統計的な面も含めて把握されていない。しかし上海市児童福利院や障害者の就労している工場での見聞から、障害原因は先天性、後天性のいずれにも見られている。中国の氏姓関係からみての婚姻の状況などで、世代継発の障害が疑問視される見解もあるが、そのような障害も肯定されているのも確かである。また後天的な原因として、例えばわが国の場合のように戦後、目立ってきた「交通事故」「労働災害」などが、どうなのかの問題もある。中国でもそれらが原因として挙げられているものの、その統計的状況や原因の解明などは確められなかった。

ただ、わが国のそれと比較して「中国残疾人福利基金会」の鄧副理事長がそうであると言われている文革期における武力斗争を、直接契機とする障害原因などは極めて特異的なものと思われる。交通事故によって発生する身体障害者数の推計は、その死亡者数や受傷者数を基礎的条件とするとされるが、中国の場合もこの種の諸条件が今後、さらに整理、準備されていくことで、それなりに検討されることになる。

身体障害者に対する社会的な援助事業は、統一された形で行われているものか、どうか判然としていない。前述の「福利基金会」の設立は、これらの方向での具体的な行動、事業と考えられる。その意味では中国での身体

障害者施策が具体的な実施へ動き出したと言ってよいであろう。この「福利基金会」の副理事長の話でも身体障害者のリハビリテーションや「国際障害者年」に関する関心の高いこと、諸外国の医学関係の交流でも学んでいることなどが挙げられている。

しかし、これらの動きは中国に身体障害者へのリハビリテーションが実施されていないことを意味していない。身体障害者というわが国の概念でみれば年齢や義務教育修了などの条件があるが、それらを離れて身体障害をもつ人という点からみれば、上海市児童福利院における生活、身体的機能の回復訓練などは、まさしくリハビリテーションそのものである。上海市児童福利院は視力障害、聴力障害、肢体不自由などの児童を収容している施設である。解放以前のキリスト教会系の児童福祉施設であったと言われるが、建造物の様式、配置などもそれらを裏づけているとされる。就学前の入所児童のなかには、「こぶとり」のおじいさんを想わせる子供がいたり、下肢の変形した子供が見られ、子孫継発という上肢の短い子も見られる。その反面、わが国でみられている脳性マヒなどの全身性マヒや薬害などに起因する障害の子は見られなかった。交通事故の状況はどうなのか、との質問に「ないわけではない」とのことであったが……。

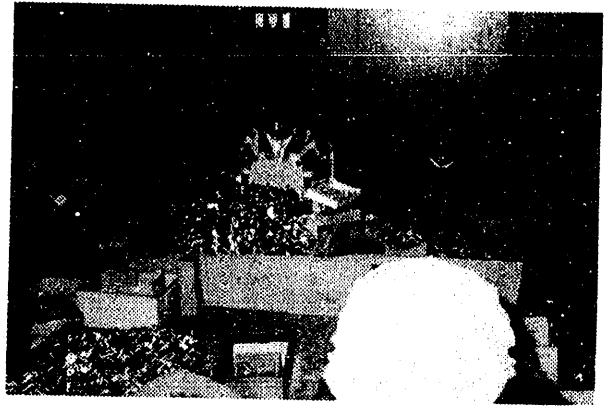
これらの状況は、わが国の昭和20年代の身体障害児福祉事業を経験した私見からすれば、全くよく似ていると感じ、ある懐しさを覚えたことであった。長く寝たきりであった肢体不自由児を、次第に立上らせていくのに使う「支え」が手づくりの木製であったり、

手足の支えも対象の子に合わせての革製品であつたり、指先の訓練に使っている積木も明らかに手作りであつた。これらも近代化云々という事情もあろうが、援助対象個別に適合した道具が手作りということで、懐しさと、その大切さを感じ入つたことであつた。

就学年齢の身体障害児に対する事業では、北京地区の「ろうあ学校」を見聞したに止まつたので、全体的な状況については不明確である。見学した「ろうあ学校」では口話、手話の修得、発声訓練が電信器使用などによって行われていたこと、手話の場合はわが国と共通するものも見られたことなどが印象に残っている。

就労関係では上海市の電子製品工場がよく紹介されている。この工場は解放後、視力障害者を中心とする、少数グループで創設されたという。前回（1982年）見学の際には工場の管理運営委員会に相当する委員会委員（視力障害者）が、創設当時の経過や苦勞を述べ創造期の事情が偲ばれたが、今回の見学では工場責任者（政府任命という）の説明が中心であつた。説明、質疑応答の場に手話通訳者も同席していたことなどで、視力障害者の他にも聴力障害者、肢体不自由者などが就業し委員会委員となっていることが知られる。作業関係では身体障害者数名に1名の健常者が配置され、機械の故障時、材料中断時などの状態に対応している。また作業は機械作業を主体とした単純なものが多いように見られた。賃金は健常者と変りなく支給されているという。

就労していない身体障害者の有無やその生活状況も資料的に確認できない。上海の街を



上海市の福祉工場で働く労働者

走っている身体障害者の車椅子は電動式であるが、その人が就労か、どうかは不明である。街で見かける車椅子は、わが国で手回しと呼ぶものもある。

高齢の身体障害者は敬老院入所者のなかに、ごく2～3名程度しか見られなかったが、在宅の場合は家族や地区ごとの幸福組などが実質的な介護者となって生活を支えていると説明されている。退職者はそれぞれに年金を受給しており、これらの介護的な援助は奉仕活動で支えられている。

中国における身体障害者の生活状況は、まだ不明のことがらが多い。しかしわが国の身体障害者福祉活動が、今回在宅福祉活動を提起しているとするれば、社会福祉活動などの施策をもっていない中国が、身体障害者を地域生活者として援助していることに多くの問題提起を感ぜさせられる。

なお、前述の「中国残疾人福利基金会章程」の日本語訳は次の通りである。

中国身体障害者福祉基金会章程

（1984年3月10日 理事会会議通過）

第 1 章 総 則

第1条 中華人民共和国憲法の精神にのっとり、中国身体障害者が社会的に尊重され援助されるようになり、平等な権利と義務をもって社会参加できるようになるために、また中国身体障害者福祉事業の発展を促進するために、とくに中国身体障害者福祉基金会(以下、基金会と省略)を成立させた。

第2条 基金会は中国政府の承認を得た全国的規模の社会福祉団体である。愛国主義と社会主義、人道主義の精神によって、中国身体障害者のためにつくすことを基本とする。

第2章 任 務

第3条 身体障害者の労働、生活、健康回復、医療及び教育について、社会的な関心が高まるよう主張し、努力して関係方面が必要な法律と規定を制定するよう働きかける。

第4条 身体障害者の福祉事業をおこなう。

第5条 身体障害者福祉基金を募集し、管理し、運用する。

第6条 身体障害の予防について、宣伝と教育を展開する。

第7条 香港マカオの同胞、海外の華橋、国外の友好団体や友好人士、及び国際的な身体障害者組織と、友好的に交流し、相互に共同活動していく。

第3章 経 費

第8条 基金源

- (1) 国内外の友好団体及び個人の寄付。
- (2) 香港マカオの同胞、海外華橋の団体及び個人の寄付。
- (3) 国家の補助

(4) その他

第9条 基金の用途

基金会の基金は身体障害者の各種福祉事業に用いるが、同時に運用については、できるだけ寄付者の意志にそうようにはかる。

第10条 基金運用の監督

基金会は独立した会計、審査及び監督制度を設ける。

第4章 指導機構

第11条 基金会は名誉理事長、名誉理事をおく。基金会は理事長、副理事長及び理事をおき、理事会を構成する。

第12条 名誉理事長、名誉理事及び理事会理事は関係方面の協議によって決める。理事長及び副理事長は理事から選出する。

第13条 理事会は秘書長と副秘書長をおく。秘書長と副秘書長は理事長が推薦し、理事会が任命、罷免する。

第14条 理事会の職権

- (1) 基金会章程を制定し、修正する。
- (2) 理事長と副理事長を選出する。
- (3) 秘書長と副秘書長を任命、罷免する。
- (4) 理事長の提出した業務報告を受け、審査する。

第15条 名誉理事長、名誉理事は基金会の業務を指導する。理事長、副理事長は基金会の業務を管轄する。秘書長、副秘書長は日常業務の責任を負う。

第5章 付 則

第16条 本章程の解释权は本令に属する。

(註) この章程は中国における障害者施策の新しい方向を現わすものと思われる。尚、

日本語訳は明治学院大学横山宏章先生を煩わした。深く謝意を表したい。

(2) 老人ホーム I

——南磨房郷敬老院——

武川 正吾

(社会保障研究所研究員)

中国では、老親の扶養・介護は子供が行うのが原則である。最近、中国でも、両親の面倒をみない子供や、老親を虐待する子供の例が報道されるようになってきているが、そうした場合批判されるのは常に子供の方であり、扶養義務を放棄した子供に対しては世論による厳しい社会的制裁が加えられる。したがって、一部に有料の老人ホームがあるとはいえ、一般的に言えば、中国の老人ホームは「社会的孤老」と呼ばれる身寄りのない老人たちのための施設であり、多分に「最後の避難所」としての性格を備えている。そして、そうした老人ホームとして、都市の労働者出身の社会的孤老のためには、各級の労働組合が運営する「養老院」があり、農村の農民出身の社会的孤老のためには、人民公社の設置する「敬老院」がある。



南磨房郷の敬老院

今回私たちが訪ねた老人ホームは有料老人ホームも含めて4ヵ所であるが、そのうちここでは北京市郊外にある「南磨房郷敬老院」(写真参照)を紹介してみたい。

まず南磨房郷について簡単に説明しておこう。南磨房郷は人口約1万人の生産単位で、北京市朝陽区に位置している。中国の人民公社は、本来、政治・行政と経済とが一体となった地域組織であったが、両者が一体化したために生じる非効率を避けるために、最近、人民公社は政治・行政部門と経済部門とに分化するようになった。南磨房の人民公社も政治・行政を担当する郷人民政府と経済を担当する部門に分かれたばかりである。この南磨房郷は4つの生産大隊から成り、その下に34の生産隊がある。大都市に近接しているため、この郷では野菜が主要な生産物である。

私たちは、北京市の民生局の役人の案内で、敬老院に到着した。南磨房郷敬老院という表札のついた門構えを通過して敷地内に入ると、敬老院の建物がすぐ目についた。北京は気候が乾燥していて木材が少ないためか煉瓦づくりの住居が多いが、ここの建物も煉瓦づくりである。煉瓦やブロックの塀で囲まれた敷地のなかに、2棟ずつ対になった建物が3列に並んでおり、建物と建物の間は庭のようになっている。天安門の近くをはじめとして、北京市内にはいたるところに煉瓦づくりの住居が見られるが、それらに比べると、すくなくとも外見上はこの敬老院の方が立派で小奇麗な感じがする。まだ建築後何年もたっていないせいだろうか。私たちは、敬老院の集会室に案内され、郷長および院長から話を聞くことができた。